

市有財産貸付契約書（案）

貸主 熊本市（以下「甲」という。）と借主 ○○○○（以下「乙」という。）とは、末尾物件目録記載の物件（以下「本物件」という。）の賃貸借につき、次の各条項により契約を締結する。

（目 的）

第1条 甲は、その所有に係る本物件を乙に賃貸し、乙は、これを甲から賃借する。

（用 途）

入札物件説明書にある販売品目に応じたものとなります（例：飲料用）

第2条 乙は、本物件を○○○自動販売機設置の用途にのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

2 貸付期間中、乙は自動販売機を設置し、保守・運営をしなければならない。

（入札での条件の遵守）

第3条 乙は、令和7年（2025年）11月に甲が実施した、「市施設における自動販売機設置場所の貸付に係る条件付一般競争入札」の際に提示した条件を遵守しなければならない。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までとする。

（物件の引渡し）

第5条 本物件は、令和8年（2026年）4月1日に甲から乙に引き渡されたものとする。

（貸付料）

建物外設置の物件では消費税はかからないためこの括弧書はありません。

第6条 貸付料は、月額¥ —（消費税込み）とする。

（貸付料の支払）

第7条 乙は、前条の貸付料を、次表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める支払期日までに甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

期 間	支払期日
前期（4月1日から9月30日までの期間）	4月1日から4月30日まで
後期（10月1日から翌年3月31日までの期間）	10月1日から10月31日まで

なお、支払期限が土曜日にあたる場合はその翌々日を支払期限とし、また、支払期限が休日にあたる場合は、その翌日を支払期限とする。

（遅延利息）

第8条 乙は、第6条に定める貸付料を支払期日までに支払わなかったときは、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年10.95%の利率で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

（保証金）

貸付料3か月分の金額となります

第9条 乙は、本契約から生ずる債務を担保するため、保証金として¥ —を、本契約締結までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 甲が乙に保証金を返還する時期は、乙が甲に対して負担する一切の債務を弁済し、かつ、本物件を返還した日以降とする。

3 保証金は無利息とする。

(経費の負担)

第10条 乙は、電気等の諸設備の使用に必要な経費を甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

(善管注意義務)

第11条 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、本物件を管理しなければならない。

(紛争等の処理)

第12条 本物件の使用に伴う第三者との紛争その他の諸問題は、乙の責任と負担において解決するものとする。

(費用負担)

第13条 甲は、本物件の修繕義務を負わないものとし、本物件の維持、保存等に要する経費はすべて乙の負担とする。

(転貸等の禁止)

第14条 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

- (1) 本契約によって取得した権利を譲渡し、又は本物件を転貸すること。
- (2) 本物件の用途又は形状を変更すること。
- (3) 本物件上に一時的に設置する工作物以外の工作物を設置すること。

(違約金)

第15条 乙が、第2条、第3条、第11条もしくは前条の規定に違反したとき又は第25条の規定に反するときは、違約金として違反時の月額貸付料の12か月分に相当する額を、甲の指定する期日までに、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項の違約金は違約罰であって、第23条に規定する損害賠償額の予定又はその一部とはしないものとする。

3 第1項の規定は、第19条第1項に規定する甲の契約解除権の行使を妨げないものとする。

(実地調査等)

第16条 甲は、必要があると認めたときは、乙の使用状況について質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができるものとする。この場合において、乙は調査、報告等を拒み、又は妨げてはならない。

(通知義務)

第17条 乙は、本物件の現状に変更があるとき又は変更の恐れがあるときは、直ちに甲に対してその状況を通知しなければならない。

(住所等の変更の届出義務)

第18条 乙は、その住所又は氏名に変更があったときは、速やかに文書にて甲に対して届け出なければならない。

(契約の解除)

第19条 甲は、契約期間中であっても、次の各号の一に該当するときは、催告その他の手続きを要しないで、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が第2条の規定に違反したとき。

- (2) 乙が第3条の規定に違反したとき。
- (3) 乙が第7条の規定に違反して貸付料の支払いを3か月以上遅延したとき。
- (4) 乙が第14条の規定に違反したとき。
- (5) 第25条の規定に反するとき。
- (6) その他乙が本契約で定めた義務を履行しないとき。

2 甲は、契約期間中であっても、本物件を公用又は公共の用に供するため必要とするとき、又はその他の事由により貸し付けることが不相当になったときは、予告のうえ本契約を解除することができるものとする。

3 乙は、契約期間満了前に契約を解除しようとする場合、3か月前までに甲に申し出なければならない。この場合の解除日は3か月後の月の末日とする。

(契約の失効)

第20条 天災地変その他不可抗力により本物件の全部若しくは一部が滅失し又は毀損し、その目的が達せられなくなったときには、本契約はその効力を失うものとする。

(費用償還請求権の放棄)

第21条 乙は、本物件に投じた必要費及び有益費があっても、これを甲に請求できないものとする。

(物件の返還及び原状回復義務)

第22条 乙は、契約期間が満了し、又は第19条の規定により本契約が解除されたときは、本契約の終了の日（甲が特に指定する場合を除く。）までに、乙の費用をもって本物件を原状に回復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復することを要しないと認めたときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第23条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第24条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団等に対する除外措置)

第25条 本契約締結にあたり、乙は熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当するものであってはならない。

(裁判管轄)

第26条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所をもってその管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

第27条 本契約の各条項の解釈について疑義を生じた場合又は本契約に定めのない事項で解決を要する問題を生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年（2025年） 月 日

熊本市中央区手取本町1番1号
甲 熊本市
熊本市長 大西 一史

熊本市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇番〇号
乙 株式会社 〇〇販売機
代表取締役 熊本 太郎 (実印)

【物件目録】

・熊本市〇〇区〇〇町〇丁目〇番 上の建物（ 施 設 名 ）の〇階一部〇〇㎡（添付図面のとおり）

屋外設置の物件の場合

・熊本市〇〇区〇〇町〇丁目〇番（ 施 設 名 敷地 ）の一部
〇〇㎡（添付図面のとおり）